

地域密着型 通所介護・介護予防通所介護相当サービス ゴールデンステージ 運営規程

(事業の目的)

第1条 当法人が運営する機能訓練特化型デイサービス ゴールデンステージが行う指定通所介護及び指定介護予防通所介護の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために、職務及び管理運営に関する事項をこれに定める。

第2条 生活相談員、看護職員及び介護職員、機能訓練指導員等従業者（以下「従業者」という）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者（以下「利用者」という）に対し、社会的孤立感の解消及び心身機能の維持、並びに家族の身体的・精神的負担の軽減を図るため、適正な指定通所介護及び指定介護予防通所介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 1. 従業者は、利用者の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な機能を維持向上するために介護及び機能訓練を施す。
2. 従業者は、事業の実施に当たって懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行う。
3. 従業者は、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
4. 事業の実施に当たっては、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービス提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。
1. 名称 機能訓練特化型デイサービス ゴールデンステージ
2. 所在地 群馬県高崎市中居町2-3-12 第3さくらハイツ1階西号室

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所に勤務する職員の職種、人員数及び職務の内容は次のとおりとする。
1. 管理者 1名（常勤 生活相談員と兼務）
管理者は、従業者の管理、指定通所介護及び指定介護予防通所介護の利用申込みに係る調整、及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
生活相談員 1名（常勤 管理者と兼務）
生活相談員は、通所介護計画に基づき利用者の心身の状況を的確に把握し、その

利用者が日常生活を営むことができるよう、適切な機能訓練、及び相談援助等の生活指導を行う。

2. 看護職員 2名（非常勤 機能訓練指導員と兼務）

看護職員は、利用者の健康管理及び心身状態の把握を行ない、必要があれば適切な処置を施す。

3. 介護職員 3名（非常勤 3名）

介護職員は、利用者の日常生活上必要な機能回復に向けた介護と機能訓練の補助を行う。

4. 機能訓練指導員 3名（非常勤 看護職員と兼務 2名、介護職員と兼務 柔道整復師 1名）

機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止、更には機能向上のための訓練を施す。

《R6. 5. 1 変更》

（営業日及び営業時間）

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1. 営業日は、毎週月曜日から金曜日とする。但し、土・日曜の休日のほか、夏期・年末年始に合計で8日間を休業とする。

2. 営業時間は、午前8時30分～午後5時30分とする。

3. サービス提供時間は午前・午後の2部制とし、時間帯を次の通りとする。

（1）1部 午前9時00分～午後12時15分

（2）2部 午後1時30分～午後4時45分

但し、上記営業時間外でも相談等には応じる体制をとる。

（指定通所介護及び指定介護予防通所介護の利用定員）

第7条 指定通所介護及び指定介護予防通所介護の利用定員は12名とする。

《R6. 3. 11 変更》

（事業の内容及び利用料その他の費用の額）

第8条 事業の内容は下記に掲げるとおりとし、法定代理受領サービスに該当する指定通所介護及び指定介護予防通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定通所介護事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額、及び当該地域密着通所介護、予防通所介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防通所介護事業者を支払われる介護予防サービス費の額を差引いて得た額の支払を受けるものとする。

①生活指導、相談援助 ②健康チェック ③機能訓練 ④送迎 前項に定めるもののほか、その他の費用として利用者から次の費用の支払を受けるものとする。

- (1) 茶菓子やプロテイン飲料の提供に要する費用として実費を徴収する。
- (2) 認知機能維持のための教材やこれに類するものに掛かる費用については実費を徴収する。

前各号に掲げるもののほか、指定通所介護及び指定介護予防通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用については実費を徴収する。

前項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得る。

(通常の事業の実施地域)

第9条 高崎市内とし、次の地域は通常の事業の実施地域から除く。

- (1) 高崎市倉淵町
- (2) 高崎市榛名町
- (3) 高崎市箕郷町

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者は、サービス提供を受ける際には医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を従業者と確認し、心身の状況に応じた適切なサービスを受けることができるよう留意するものとする。

(緊急時等における対応方法)

第11条 従業者は、指定通所介護及び指定介護予防通所介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は速やかに主治医への連絡を行う等必要な措置を講じなければならない。

(非常災害対策)

第12条 事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者へ周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(虐待防止対策)

第13条 事業者は、高齢者虐待防止法の観点から、委員会を設置し、下記虐待行為の防止に向けて、年1回の研修会等を通じ、従業者への周知徹底を図るとともに、利用者

の日常に虐待の疑いがある場合、速やかに関係機関に報告するものとする。尚、管理者を責任者に定める。

- イ．身体的虐待（外傷が生じる恐れのある暴力を加える）
 - ロ．介護・世話の放棄・放任（衰弱させるような著しい減食、虐待行為の放置）
 - ハ．心理的虐待（著しい暴言、著しい拒絶的対応、心理的外傷を与える言動）
 - ニ．性的虐待（わいせつな行為をすること又は、わいせつな行為をさせること）
 - ホ．経済的虐待（養護者等が当該利用者の財産を不当に処分すること当該利用者から不当に財産上の利益を得ること）
- 《R3. 6. 1 追記》

（その他運営に関する重要事項）

- 第 14 条 1．事業者は、従業員の資質向上を図るため定期的に研修の機会を設け、勤務体制の整備に努める。
- 2．事業者は、事業所内におけるハラスメントの防止に向けた従業員への研修を行い、健全な職場環境の維持に努めることとする。《R3. 6. 1 追記》
- 3．従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 4．事業者は、従業員であった者に対し、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を守る旨を雇用契約時の内容に盛り込むこととする。
- 5．事業者は、利用者からの苦情等に対応する窓口を設置し、事業に関する利用者の苦情等に対し迅速に対応する。
- 6．この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、当法人において定めるものとする。

附則

この規程は、令和 2 年 2 月 1 日より施行する。

この規程は、令和 3 年 6 月 1 日追記、令和 6 年 3 月 1 1 日変更事項も合わせて施行する。